

「貧困研究」査読規程

1. 査読の目的

投稿論文に対する評価を客観的に行い、コメントや修正意見を通じて研究水準を高め、貧困研究の一層の発展を図ることを目的とする。

2. 査読審査の方法

査読審査は、投稿論文1編につき編集委員が委嘱した匿名の審査委員2名により行う。ただし、審査委員2名の評価が大きく異なる場合は、編集委員による第3査読を実施する。

査読審査委員は、本規程の査読の目的に即して、誠実に審査を行うものとする。

執筆者（投稿者）は、査読審査により改稿が求められた場合、改稿した原稿のほかに査読者の修正意見に対してどのように対応したのかをまとめた文書（様式は自由）も併せて提出するものとする。

3. 査読結果の報告

査読審査委員は、指定の査読審査報告書により、編集委員が指定した期日までに査読審査結果を編集委員に報告しなければならない。査読判定は、A：掲載可、B：修正のうえ掲載可、C：大幅な修正のうえ再査読、D：掲載不可の4段階とする。

4. 掲載の決定

編集委員は、査読結果報告書にもとづき、以下のように論文掲載の可否を決定する。

- ①判定が一致した場合、判定の通り掲載の可否を決定する。
- ②判定がA（適切）とB（修正のうえ掲載可）の場合は修正のうえ掲載可とする。
- ③判定がBとC（大幅な修正のうえ再査読）の場合は大幅な修正のうえ再査読するものとし、C判定とした審査委員が再査読を行う。
- ④判定がCとD（掲載不可）の場合は掲載不可とする。
- ⑤判定の差が2段階以上の場合、編集委員が第3査読を行う。ただし、編集委員は査読委員の評価を下回る判定を下すことはできない。
第3査読を含む3つの判定結果の上位2つの判定結果を採用したうえで、その2つのうち低い方の判定結果に基づき、掲載の可否と修正等に関する条件を決定する。

5. 再査読

再査読は、初回査読時の修正意見に即して改善されているかどうかを確認し、改善が十分と認められた場合は掲載可とする。

改善が不十分な場合、再査読者が必要と認める場合は、編集委員が指定する期日までに再修正のうえ再再査読まで実施することができる。

なお、再再査読において再査読時に指摘された事項の修正が適切に行われていないと編集委員が判断した場合には不掲載とする。

6. 規程の改廃

本規程の改廃は、編集委員会の議決による。

附則 この規程は2012年7月1日から施行する。

2012年7月1日制定

2024年12月6日改定

2026年1月11日改定